

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（113）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2019年2月15日号）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2016年11月に生じた諸問題の4回目です。日伊原子力協定・日伊軍事的協力から、原発・核問題に入ります。ご愛読に感謝いたします。）

## 第二章 日伊原子力協定と日伊軍事協力

### 第二節 日伊軍事的協力(続)

#### (2) 核禁条約への歩み(続)

①2016年11月27日、科学者団体「日本パグウオッシュ会議」（核兵器廃絶をめざす科学者コミュニティ・1957年湯川秀樹・朝永振一郎氏〈いずれもノーベル賞受賞者〉によって設立さる）は、核兵器の廃絶と戦争の根絶をめざすシンポジウムを開催した（11月30日赤旗）。

②シンポジウムでは、核兵器先制不使用と核抑止論の二つがキーワードとして用いられ、討論が行われた。

③④報告者田窪雅文氏（ウェブサイト「核情報」主宰者）は、次の事実を紹介し、日本の歴代政権（麻生政権、安倍政権）の「核先制使用」擁護の立場が今回のアメリカ核政策の後退の一因となっていることを指摘した。その事実とは、オバマ大統領が一旦は検討した「核先制不使用宣言」に基づく政策転換を、宣言不採用により取り止め後退したことである。

そして田窪氏は、『先制不使用』に対する日本政府の態度が変わってこそ、核兵器禁止条約や非核地帯の実現がみえてくる。政府を追い込む国民的議論が必要だ」と述べた。

⑤なお、核抑止論については、参加者から、「核抑止」ではなく「核脅迫」というほうが正確な理解なのではないかという問題提起があった。

私も「核脅迫」のほうが本質を衝くものと思う。

③④2016年11月27日、日本パグウオッシュ会議の総会が開かれ、組織体制強化が決められた。

⑤そして鈴木達治郎代表（長崎大学核兵器廃絶センター長）が記者会見し、日本政府が大学での軍事研究を推進していることへの懸念を表明するとともに、「科学者が

世の中の役に立たないことに使われようとしているときには、声を上げなければならない”と語った。

◎また栗田禎子副代表（千葉大学教授）は、核兵器禁止条約締結交渉を開始する国連総会第一委員会決議案に日本政府が反対

したことや日伊原子力協定を締結したことを踏まえ、今後の活動について“一部の科学者集団だけでは政府の態度を変えることはできない。市民運動と共同していきたい”、と述べた（11月28日赤旗）。

### 第三節 原子力発電

（1）ここで原子力発電についての問題点を整理すると、次の6つになる。

①基本問題 （1）存廃問題、（2）再稼働問題（その当否に、住民、地方自治体、規制委、政府のそれぞれが如何に関わるか）、（3）原発事故の後始末問題（ゴミ＝汚染物の処理主体）、処理方法、処理責任）、（4）事故賠償問題（誰が、誰に、いかなる基準で、いつ、賠償最終責任を負うか）、（5）事故避難問題（計画、計画主体、実行主体、避難費用、いじめ）（6）各原発の状況（順不同。玄海、福島、女川、青森、東海、島根、浜松、柏崎、川内、核燃など）。

そこで以下では、できる限りでこの問題点に沿う形で叙述したい。

（2）①2016年11月2日、経済産業省有識者作業部会は、大手電力会社の原発廃炉費用（東京電力福島第一原発を除く）を、大手電力に加え新電力にも負担させる新制

度案を示した（11月3日赤旗、河北新報）。

②同案は、早期に廃炉を決めた原発を対象に、大手電力が持つ送電線を使う時に支払う「託送料金」で廃炉費用を回収する案である（最終的には新電力と大手電力会社が負担することになる）。その対象となる原発は、現時点（2016年11月3日）では関西電力美浜原発2号機（福井県）、九州電力玄海原発1号機（佐賀県）など6機である。

③④右の新制度案は、実は経産省が作らせたものであり、作業部会独自の案ではない（11月3日河北新報）。

⑤経産省の考えの基本は、⑥2016年末までに取りまとめを目指す方針であること、⑦議論（取りまとめ）を急ぐ背景には、原発維持への焦り、電力自由化による競争激化、再稼働停滞、東電事故費用負担による大手電力の経営体力低下、人口減少などによる電力需要の減少、事故リスクと

莫大な費用を要する原発の魅力の稀薄化、大手電力の負担を軽くしなければ原発ゼロが現実味を帯びること、㉓本音は大手電力を原発事業に繋ぎ止めること、㉔理屈はこれ迄東電事故の賠償費用は、国が肩代わりした上で東電だけでなく大手電力も負担金の形で協力しているが、賠償金額はすでに約6兆円になり、さらに数兆円上廻るとみられること。業界全体で年間約1600億円の負担金が各社にとって重荷であること、原発で作られた電気の恩恵を国民全体が受けていること、㉕福島第一原発の廃炉費用の託送料への転嫁は見送ったが、東電の送配電部門で利益が出ても託送料は値下げせず、その分を廃炉に充当させる方針で、実質的には新電力や消費者に負担させること、㉖その結果として原発に頼りたくないとして新電力を選んだ利用者にも、負担が転嫁される可能性がある、というものである（上述2紙参照）。

④つまり、廃炉費用は、利用者たる国民＝住民が負担すべきであるというのが経産省の考えなのである。

（3）同様の問題が、原発事故賠償責任問題でも論議されている。

①11月16日、経産省は、有識者による「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」の作業部会を開いた（11月17日河北新報）。

㉗ここで検討された案とは、東京電力福島第一原発事故の損害賠償費用を工面するため、原発による電気の利用者が事故に備えた保険料として積み立てるはずだったものを「過去分」と称し、最大50年さかのぼって国民から広く徴収する案である。

㉘この案につき経産省は、“事故以前から確保されるべきであった。さかのぼって徴収するのは理論上適当だ”、としている（前掲河北新報）。

㉙しかし、この案には、未徴収責任の問題があるだけでなく、そもそも電気事業者の経営責任、国の監督責任の問題も不問に付するものであり、不当なものである。

②2016年11月16日、国の原子力規制委員会の専門部会は、電力会社の賠償負担に上限を設けない現行の「無限責任」を維持する方向で一致した。電力業界は有限責任（賠償額を一定額を超えれば国も負担する）への変更を求めてきた。が、事故を起こした会社が最後まで責任を果たさなければ国民の理解は得られない、と専門部会は判断した（11月17日河北新報）。

③同日、内閣府の専門部会が開かれた。事務局から、原発事故が起きたときの損害賠償制度の見直しについて、賠償責任に上限を設ける「有限責任」につき「法的、制度的に短期的に解決できない課題が多い」との指摘がなされ、出席した委員からも異

論が出なかった。また事務局は、有限責任にした場合に設定する「責任限度額」が電力会社の資産によって少なくなれば、「原賠制度の根幹を揺るがしかねない」と指摘した。さらに賠償手続の面で限度額を超えた場合に電力会社が賠償に責任を持たなくなる状況に「立地する地域住民をはじめ国民の理解を得ることは困難ではないか、一方無限責任を続ける場合は「重大事故が発生した場合の損害賠償リスクが非常に大きいことが再認識され、賠償資力の課題が顕在化するので、事故に備える賠償措置額（現行は 1200 億円）の引き上げを検討してはどうか、と提案した（11 月 17 日赤旗）。

④このような事務局提案は、有限責任にする場合にも無限責任にする場合にも、どちらの場合にもジレンマと問題点のあることを指摘するに留まっており、ジレンマの生ずる根本問題すなわち原発の存否について、意図的に無視していることが批判されるべきであると考え。

⑤なお、新電力が福島第一原発の賠償や廃炉の費用を負担することに反対であることは、環境保護団体「F・E ジャパン」が 11 月 24 日発表したアンケート調査で明らかである。電力自由化で新規参入した 29 社のうち 26 社が「適切でない」と回答した（11 月 25 日河北新報）。

⑥②016 年 11 月 29 日、「自然エネルギーで豊かな日本を創ろう！アクション」主催の、“託送料金を電気料金に上乘せすることに反対する国会内集会”が開かれ、約 100 人が参加した（11 月 30 日赤旗）。

⑥大島堅一立命館大学教授は指摘した。  
(i)この間の政府の動きは原子力救済・延命策である。(ii)東電は責任をとっていない。(iii)送電部門に特定の費用を負担させるのは電力自由化に反する。(iv)原発と関係のない新電力や消費者に負担させるのは問題である、と。

◎会場からは、“救済すべきは東電でなく原発で苦しむ人たち”という声が上がった。

(4)次に原発の廃炉ないし廃棄への動きについて取り上げる。

①2016 年 11 月 4 日、森井小樽市長は、記者会見で、北海道泊原発（泊村）の全 3 機を廃炉にするよう月内にも北海道電力に要望書を提出する、と明らかにした（11 月 5 日河北新報）。

同市長は、「(福島第一原発を例にとり)事故は起こり得るもの。北電は泊原発に頼らない経営にシフトすべきだ」と述べ、廃炉に向けた技術の研究や再生エネルギーの活用の促進を求めた。

②2016 年 11 月 9 日、原子力規制委は、九州電力玄海原発 3・4 号機（佐賀県）の

再稼働に向けた安全対策基本方針を新規制基準に適合していると認める審査書案を了承した（11月10日朝日新聞、赤旗）。

これで審査は終わり、九電によれば安全対策工事を年内に終え、2017年度にも再稼働を目指す。

③この動きのなかで問題とすべきは、規制委の審査、すなわち「新基準適合」判断が安全性の「お墨付き」にならないことである。このことは、川内原発や伊方原発に先立って「適合」とされたのは関西電力高浜原発3、4号機（福井県）であったが、その後裁判所により審査の不十分さを指摘され運転停止となった事実が明らかにしている。

にも拘わらず、安倍政府と電力会社は、安全性を無視し、再稼働に狂奔し、規制委はその動きをチェックしない。

（5）①2016年11月10日、国の認可法人「使用済み核燃料再処理機構」（青森市）は、原発から出る使用済み核燃料再処理事業に関する基本協定と安全協定を青森県六ヶ所村と結び、覚書を交わした（11月11日河北新報）。

②その中心は、青森県を「高レベル放射性廃棄物の最終処分地にはしない」という約束である。そして締結式には井上機構理事長と三村知事と戸田社長が出席した。

井上氏は、“安全を最優先に業務を進め、地域振興に寄与したい”と述べ、三村氏は“日本原燃と一体となり、国策である核燃料サイクルに不退転の決意で取り組んで欲しい”と要望した。

③原発ゴミの再処理に当たり最も重要なのは、いう迄もなく地元住民の安全の確保である。

この観点から上述二協定と覚書をみれば、その保障が欠落しているのではないか。例えば「安全協定」（前記河北によれば）は、「日本原燃が施設周辺の安全は、確保、環境保全を順守するよう、機構も安全確保を旨に業務を行う」とし、覚書は、「再処理事業の実施が困難になった場合、県・村と協議の上、使用済み核燃料の施設外への搬出を含め速やかに措置を講ずる」としている。

しかし、傍点部分に鑑みれば、誰がいつ如何なる方法で認定するのかが不透明である。となると、残るのは「地域振興」と国策協力という美名だけではないかではないか。

（6）①2016年11月28日、経産省地層処分技術作業部会が開かれ、原発の使用済み核燃料の再処理で発生する「死の灰」を含む高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分地選定手続きを検討するための

「科学的有望地」の地図に提示の仕方について意見を交わした（11月29日赤旗）。

②地図は、「適性の低い地域」「適性のある地域」「より適性の高い地域」と三区分したものであり、適性の低い地域は選定対象から除外し、港湾から近い地域を「より適性の高い地域」と分類し、人口密度などは設定しない。

なお選定は、原子力発電環境整備機構が実施し、文献調査→概要調査→精密調査→処分地選定、の流れで行う。

③作業部会は、2016年8月に「科学的有望地」の自然科学的な要件・基準について案をまとめ、一般から意見を募集し、前記部会で68件の意見に対する回答を示した。

（以上で2016年11月の4回目を終了し、次号は2016年11月の5回目「くらしの問題」（TPP、過労死、農協解体など）に入ります。）

その回答は、例えば再稼働をやめるべきだとする意見に対しては、2014年閣議決定した「エネルギー基本計画」で原発再稼働を明記したこと、核のゴミ問題は再稼働の有無にかかわらず取り組むべき課題だ、というものである（前記赤旗）。

④右の回答は、第一に核のゴミの危険性よりも再稼働を優先するものであるとしていること。第二に「自然科学的な要件基準」についても確立していないこと。第三に「人口密度」を判断基準として「設定しない」ことは、核のゴミの危険性を考えれば住民の安全を無視していること。以上の三点で批判されるべきである。